

数量公開用図書

工事名称 帯広市学校施設空調設備設置工事（その１４）

工事場所 帯広市西２４条南１丁目７番地

設 計	令和７年１０月
年 月	

※注意事項

- ①本設計書は参考数量として取り扱い、数量の相違については、各々の判断で入札価格に反映させてください。

□設計説明

1. 施工理由

本工事は、帯広市学校施設空調設備設置工事（その１４）を行うもの。

2. 工期

契約上の着工日から令和８年３月２７日まで

3. 仕様書 別紙「特記仕様書」による。

□施工場所

・第二中学校

帯広市西２４条南１丁目７番地

□設計概要

1. 工事内容

空調設備工事 一式

2. 別途工事

（１）帯広市学校施設空調設備設置工事

その ９工事 第八中学校・西陵中学校

その１０工事 第一中学校・翔陽中学校

その１１工事 第七中学校・川西中学校・清川中学校・八千代中学校

その１２工事 第四中学校・第五中学校

その１３工事 第二中学校・緑園中学校

（２）帯広市学校施設空調設備用電気設備改修工事

その ９工事 第八中学校・西陵中学校

その１０工事 第一中学校・翔陽中学校

その１１工事 第七中学校・川西中学校・清川中学校・八千代中学校

その１２工事 第四中学校・第五中学校

その１３工事 第二中学校・緑園中学校

(工事価格)

()

()

名	称	数	量	単位	金	額	備	考
直接工事費								
機械設備工事		1		式				
計								
共通費								
共通仮設費		1		式				
現場管理費		1		式				
一般管理費等		1		式				
計								
工事価格		1		式				
消費税等相当額		1		式			消費税率 10 %	
工事費		1		式				

機械設備工事 中科目別内訳

6

第二中学校					
科 目 名 称	中 科 目 名 称	数 量	単位	金 額	備 考
空気調和設備	機器設備	1	式		
空気調和設備	配管設備	1	式		
計					
排水設備		1	式		
計					
直接仮設		1	式		
計					
外壁改修	改修	1	式		
計					
建具改修	撤去	1	式		
建具改修	改修	1	式		
計					
内装改修	改修	1	式		
計					
塗装改修	改修	1	式		

機械設備工事 中科目別内訳

7

第二中学校					
科 目 名 称	中 科 目 名 称	数 量	単位	金 額	備 考
計					
電灯設備	コンセント分岐	1	式		
計					
発生材処分	運搬	1	式		
発生材処分	処分	1	式		
計					

第二中学校		排水設備				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
トレンホース	16φ	9	m			
排水 耐候性硬質ポリ 塩化ビニル管 計	屋外架空 30A	7	m			

第二中学校		直接仮設				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
養生		1	式			別紙 00-0002
整理清掃後片付け		1	式			別紙 00-0003
外部足場		1	式			別紙 00-0004
内部足場		1	式			別紙 00-0005

第二中学校		外壁改修	改修			
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
防雪屋根	W1,000 スチール製 亜鉛メッキ	2	か所			
計						

第二中学校		建具改修	撤去			
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
(外部)						
ガラス撤去	集積共	1.2	m ²			
(内部)						
ガラス撤去	集積共	1.2	m ²			
計						

第二中学校		建具改修		改修		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
(外部)						
AW1 アルミ 袖	t3 902.5×665	2	か所			
(内部)						
WW1 アルミ 袖	t3 902.5×665	2	か所			
計						

第二中学校		内装改修		改修		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
(内部)						
壁 下地合板	t9	0.72	m ²			
計						

第二中学校		発生材処分		運搬		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
(積込)						
発生材積込み	コンクリート類 人力	0.01	m3			
発生材積込み	ボート・木材類 人力	0.01	m3			
(運搬)						
発生材運搬	ダンプトラック 2t積級 人力積込 無筋コンクリート類 DID区間有り 3.5km以下	0.01	m3			
撤去材運搬	ダンプトラック 2t積級 人力積込 石こうボート類 DID区間有り 2.0km以下	0.01	m3			
計						

第二中学校		発生材処分		処分		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
発生材処分	無筋コンクリート 中間処理	0.01	t			
発生材処分	ガラス・陶磁器くず	0.01	t			

第二中学校		直接仮設				
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
養生		1	式			別紙 00-0002
養生(外壁改修)		3.6	m ²			
養生(内部改修)	個別改修	2.4	m ²			
計						
整理清掃後片付け		1	式			別紙 00-0003
整理清掃後片付け (外壁改修)		3.6	m ²			
整理清掃後片付け (内部改修)	個別改修	1.8	m ²			
計						
外部足場		1	式			別紙 00-0004
枠組本足場 (手すり先行方式)	建枠 600×1700 布枠500×1枚 12m未満 存置60日	25.6	m ²			
安全手すり	枠組本足場用 存置60日	7.2	m			
計						

第二中学校		直接仮設				
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
内部足場		1				

第二中学校		直接仮設				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
仮設材運搬		1	式			別紙 00-0007
仮設材運搬 (枠組本足場) (手すり先行方式)	建枠幅600	25.6	m ²			
仮設材運搬 (安全てすり)	枠組本足場用(手すり先行方式)	7.2	m			
仮設材運搬 (内部仕上足場 脚立足場)	3階建	1.8	m ²			
仮設材運搬 (シート・ネット類)		25.6	m ²			
仮設材運搬 (小幅ネット)		3.6	m			
計						

第二中学校		電灯設備		コンセント分岐		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
配線器具		1	式			別紙 00-0010
コンセント (金属プレート付)						

第二中学校		電灯設備		コンセント分岐		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
金属線び		1	式			別紙 00-0012
1種金属線び(MM1)	B型(40.4mm)	9.6	m			
1種金属線び(MM1) 附属品	B型(40.4mm) ジェンクシヨホックス	2	個			
1種金属線び(MM1) 附属品	B型(40.4mm) 1個用スイッチホックス	2	個			
1種金属線び(MM1) 附属品	B型(40.4mm) ジョイントカッブ リンク*	4	個			
1種金属線び(MM1) 附属品	B型(40.4mm) プッシク*	4	個			
計						
防火区画貫通処理等		1	式			別紙 00-0013
防火区画貫通処理	認定番号 PS060WL-0435 φ50 RC壁貫通用	2	か所			
計						
はつり工事		1	式			別紙 00-0014
機械はつり(パイメントカッターによる配管用貫通口)	100～150mm 50mm	2	か所			
計						

帯広市学校施設空調設備設置工事（その１４）

特記仕様書

令和 7 年 10 月

帯広市都市環境部都市建築室住宅営繕課

● 共通事項特記仕様書

- I 工事概要及び範囲
- II 各工事

● 第 1 章 一般共通事項

● 機械設備工事特記仕様書

- 工事概要
- 機械設備共通事項
- 空気調和設備
- 暖房設備
- 冷房設備
- 換気設備
- 排煙設備
- 給油設備
- 自動制御設備
- 給水設備
- 排水設備
- 給湯設備
- 衛生器具
- 消火設備
- ガス設備
- 厨房機器
- 環境配慮改修工事
- その他

I 工事概要及び範囲

1. 工事場所 帯広市西24条南1丁目7番地

2. 工事範囲 ※ 下記●は、工事対象範囲を示す。

	名 称	構造種別・階数	数 量	単 位	備 考
●	第二中学校	RC造・3階建て	1	式	

3. 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律の対象の有無 ○ 有 ● 無

4. 指定部分工事

(1) 工事範囲

(2) 指定工期 契約上の着工日より 令和 年 月 日まで

5. 別 途 工 事

6. 施 工 区 分 (分離発注の場合のみ記入)

※ 下記●は、工事対象範囲を示す。

項 目	工 種	建 築	電 気	暖 房	衛 生	備 考
躯体の設備配管用のスリーブ、箱抜等及びバルブ等の充填			○	○	○	補強は建築
上記の補強		○				
設備機器用天井、壁、床下地の開口及び開口補強		○				埋込電灯、スピーカー、ファン等
設備機器用天井、壁、床仕上材の切込			○	○	○	補強は建築
設備用天井、床点検口		○				
防火戸用煙感知器、自動閉鎖装置			○			

Ⅱ 各 工 事

1. 図面(閲覧用設計書を含む)、及びこの特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書 令和4年版(各工事編)」(以下「標準仕様書」という。)、 「公共建築改修工事標準仕様書 令和4年版(各工事編)」(以下「改修標準仕様書」という。)、 「公共建築木造工事標準仕様書 令和4年版」、 「建築物解体工事共通仕様書 令和4年版」(以下「解体共通仕様書」という。) 及び「北海道建設部土木工事共通仕様書(令和4年10月版)」による。
2. 特記事項の適用については次による。
 - (1) 章は●印を、項目は ► 印の付いたものを適用する。
 - (2) 特記事項は●印の付いたものを適用する。
 - ・ ●印の付かない場合は、 * 印をつけたものを適用する。
 - ・ ●印と(＊)印が付いた場合は、共に適用する。
 - (3) 特記事項に記載の() 内表示番号は、標準仕様書の該当項目、該当図又は該当表を示す。
3. この特記仕様書に施工部位の記載のないものは図面によるものとする。
4. 本工事における工事監理業務委託の有無 ○ 有 * 無
5. 石綿含有建材の事前調査

関係法令に基づき、次により、石綿含有建材の事前調査を行う。

 - (1) 調査範囲に係る既存の設計図書の貸与をする。
 - (2) 調査は、既存の設計図書、石綿含有建材の調査報告書等の書面調査及び現地での目視調査により確認し、調査結果を取りまとめ、監督員に提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置く。また、関係法令等に基づき、官公署へ報告を行う。
 なお、分析調査を行う場合は「建材中の石綿含有率の分析方法について」(平成18年8月21日付け基発第0821002号、最終改正 令和3年12月22日付け基発1222第17号)に基づき、定性分析又は定量分析を行うこととする。
 - (3) 調査結果を監督員に報告する。
6. 関係法令等
 - (1) 受注者は、工事の施工に当たり、周辺環境の保全に努めるとともに適用を受ける関係法令等を遵守し、必要に応じて次の関係法令等に従い手続き等を行い、適切に施工すること。
 - ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)
 - ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。)
 - ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)
 - ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別処置法
(以下「PCB特別措置法」という。)

7. 工事に係る留意事項及び施工条件は、次のとおりとする。

- 1 児童生徒及び施設利用者の安全に十分注意し施工すること。
- 2 工事工程の検討、施工時間及び休日施工の検討に当たっては、施設管理者（教員及び管理人を含む。以下「施設管理者等」という。）と十分調整し、計画を立案すること。
- 3 特に騒音が発生する工事については、施設管理者等と十分調整を行うこと。
- 4 工事車両の動線及び資材置場等の確保については、施設管理者等と協議し決定すること。
- 5 落雪による破損の可能性がある箇所に、本工事で防雪フードを設置すること。

● 第 1 章 一般共通事項					
項 目	特 記 事 項				
▶ 1. 地元材等の優先使用	本工事に使用する主要資材は、地元資材及び道産資材、北海道認定リサイクル製品を使用するよう努めること。（木材及び木材製品は除く。）				
▶ 2. 環境への配慮	受注者は本工事において、次の(1)から(4)を遵守すること。 (1) 化学物質を放散させる建築材料等（※1） 本工事に使用する建築材料等は、測定対象化学物質を含有していないものを基本とし、安全データシート（SDS）や成分組成表により確認を行うほか、次の7. からウ. を満たすものとする。 7. ホルムアルデヒド放散建築材料に指定されている材料は、JIS又はJASに定められたF☆☆☆☆を使用する。ただし、F☆☆☆☆の材料がない場合は監督員と協議すること。 4. 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用している環境対応型（配慮型）のものとする。 ウ. 家具、建具類及び二次製品は、測定対象化学物質を含有しないか含有が極めて少ないものとする。 ※1 化学物質を放散する建築材料等 合板／木質系フローリング／構造用パネル／集成材／単板積層材／MDF／パーティクルボード／その他の木質建材／ユリア樹脂板／壁紙／保温材／緩衝材／断熱材／接着剤／塗料／仕上材料／表面処理用木材保存（防腐・防蟻）剤 (2) 環境物品等の調達 本工事の資材等に係る環境物品等の調達は、北海道グリーン購入基本方針に基づく現行の環境物品等調達方針により行うよう努める。 上記における同調達方針として、資材（材料及び機材を含む）のこん包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮したものを優先的に選択・使用するよう努めること。 (3) 工事中の留意事項 7. 換気の励行 工事期間中は、室内や足場内等の通風、換気を十分に行い、室内に放散された化学物質を室外に放出させること。 4. 施設利用者にシックハウスを発症した場合の措置 工事期間中に当該施設利用者がシックハウス症候群となった場合は、監督員に速やかに報告するとともに、監督員、施設管理者と連携を図りながら原因究明に努めること。 また、施設管理者へ建築材料等の情報提供やVOC測定を行うなど監督員と協議の上、必要な措置を行うこと。 (4) 室内空気中の化学物質の濃度測定 室内空気中の化学物質の濃度を測定し、厚生労働省の指針値以下であることを確認の上、報告すること。 【測定対象化学物質の種類及び指針値】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定対象化学物質</th><th>厚生労働省の指針値（25℃の場合）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>* ホルムアルデヒド</td><td>0.08ppm（100μg/m<</td></tr></tbody></table>	測定対象化学物質	厚生労働省の指針値（25℃の場合）	* ホルムアルデヒド	0.08ppm（100μg/m<
測定対象化学物質	厚生労働省の指針値（25℃の場合）				
* ホルムアルデヒド	0.08ppm（100μg/m<				

	濃度測定 ○ 行う ● 行わない 測定箇所 () 箇所 ※測定する位置は、図示による。 測定回数 * 1回 ○ 2回 測定時期 ※ 測定を行う時期は、監督員の指示による。 測定方式 拡散法（パッシブ方式）又は厚生労働省が示す標準的な測定方法（アクティブ方式）により実施すること。 分析方法 厚生労働省の示している分析方法による。 （測定時の平均室温が20度に満たない場合は、厚生労働省が示す温度、湿度による補正（ホルムアルデヒド）を行うこと。）
▶ 3. 地域材の優先使用	本工事に使用する木材又は木材を原料とする資材を使用する場合は、地元（管内）木材を優先的に使用することとし、使用した材料の種別、産地等を監督員に報告すること。
▶ 4. 合法木材の使用	木材又は木材を原料とする資材を使用する場合は、間伐材や合法性の証明された材を使用すること。 また、木材の合法性の証明は、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月林野庁）に準拠し、資材納入業者から証明を受けるとともに、証明書類を工事完了年度から起算して5年間保存すること。
▶ 5. 特別な材料の工法	設計図書等に指定されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法とする。
▶ 6. 品質計画	建築基準法に定められた区分等 ・ 風 速 ($V_o = 30 \text{ m/s}$) ・ 地表面粗度区分 (○ I ○ II ● III ○ IV) ・ 垂直積雪量 (130 cm)
▶ 7. 工事写真	工程写真及び完成写真は、帯広市営繕工事写真撮影要領による。
▶ 8. 技能士	(1) 技能士の適用は次の職種とし、従事する技能士の氏名・職種及び資格を記載した書面により監督員に報告すること。 ただし、作業の軽微なものは、監督員との協議により省略することができる。 なお、施工計画書等の記載事項や添付資料（資格証明等）により、選定技能士の内容が確認できる場合も「技能者選定通知書」の提出を省略できる。 <職種> 型枠施工・鉄筋施工・防水施工・内装仕上げ施工・サッシ施工・ガラス施工・表装・塗装・建築板金・石材施工・建築大工・とび・左官・ブロック建築・タイル張り・エーエルシーパネル施工・カーテンウォール施工・造園・樹脂接着剤注入施工・コンクリート圧送施工・冷凍空気調和機器施工・配管・熱絶縁施工・枠組壁建築、厨房設備施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ウェルポイント施工、建具製作、畳製作 (2) 技能士は、職業能力開発促進法による1級、2級若しくは単一等級の資格を有し、地域技能士会の発行する資格証明書、又は技能検定合格書の写し、或いは技能士手帳の写しを上記（1）の書面に添付すること。 (3) 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能

▶ 9. 施工中の安全確保及び環境保全等	受注者は、標準仕様書に定められた安全確保及び環境保全等のほか、特に次の事項に留意し、工事現場の事故防止に努めること。 (1) 労働者の安全衛生教育の徹底すること。 (2) 工事現場の安全パトロールの励行すること。 (3) 建設機械器具などの危害防止処置を徹底すること。 (4) 第三者に災害を及ぼしてはならない。 (5) 公害防止に努めること。 (6) 公道の汚染防止に努めること。 (7) 善良な管理者の注意をもってしても、災害又は公害の発生の恐れがある場合の処置は、監督員と協議すること。
▶ 10. 交通安全管理	受注者は、工事の施工中の交通事故防止のため交通安全管理に努め、次の事項を遵守すること。 (1) 工事施工中の安全管理（交通誘導員の配置日及び人数を含む）について、工事着手に先立ち作成する総合施工計画書で計画すること。 なお、計画は資材搬出入運行路線・点検体制・その他車両運行に係る安全対策等について道路管理者等関係機関と十分な事前協議を行い、以後も常に連絡を密にとりながら適切な処置を講じること。 (2) 常に下請負人も含め工事施工中の交通安全管理状況の把握に努め、管理状況を適宜監督員に報告すること。 (3) 工事に関連して交通事故が発生したときは、速やかに監督員に連絡した後、書面により報告すること。 (4) 運搬には、許可業者を選定するなどして、過積載又は過労運転等に伴う交通事故防止に努めること。 (5) 建設機械（ブルドーザー、バックホ等）は、排出ガス対策型を使用し、かつ、低騒音・低振動型の車両を使用すること。
▶ 11. 工事完成時の提出図書等	工事が完成した時は、帯広市営繕工事現場管理要領により、書類を整理のうえ、イージーキャビネット（Ａ４版）に収納し提出すること。完成図の製本は専門業者によるものとする。 (1) 完成図 * 作成する ○ 作成しない ・ 縮小版製本（Ａ３二つ折り） ○ ２部 ● ３部 ・ １００％製本 ○ １部 ・ 別途工事分完成図について ● まとめる ○ まとめない ・ 電子データ（完成図JWW・PDF）（完成写真PDF） CD-R等による提出 ・ 設計原図の貸与 * 有り ○ 無し ・ CADデータの貸与 * 有り ○ 無し (2) 保全に関する資料

▶ 14. 発生材の処理等

発生材の処理等は、「建設リサイクル法」、「資源有効利用促進法」、「廃棄物処理法」等の関係法令及び「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理すること。

処分を行った場合は、その施設の許可書等（写し）、受入伝票又はマニフェスト伝票等（写し）を監督員に提示すること。

なお、工事完成書類としてマニフェスト伝票等（写し）の提出は求めない。

明示している処分場所については、受入可能な施設のうち、積算上運搬費等も含めて一番安価な処理施設としているが、処理施設場所を指定するものではない。

受注者の提示する処理施設と積算上の処理施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、異なる処理施設となった理由が受注者の責によるものでないと判断される場合は、設計変更の対象として扱う。

なお、下記の内容を変更する場合は、監督員と協議をする。

- (1) 発生材のうち、引き渡しを要する範囲は次による。監督員の指示する方法及び位置に堆積、整理し所定の発生材報告書により監督員に報告すること。

引き渡しを要する範囲： _____

- (2) 受注者が処分する有価物の範囲は次による。

有価物の範囲： _____

なお、有価物は、次の登録又は許可業者で処分すること。

7. 廃棄物再生事業者登録（知事登録）

イ. 金属くず商許可業者（警察許可）

また、処分を行った場合は、その施設の許可書（写し）と受入伝票又はマニフェスト伝票等、及び許可書等の写しを監督員に提出すること。

- (3) 特別管理型産業廃棄物

種 類	
処理方法	

(6) その他の発生材

種 類	廃プラスチック	
処理区分	☐ 中間処理	☐ 最終処分
処分場所	受入先:	
	片道運搬距離 (km)	
種 類	廃プラスチック (発泡)	
処理区分	☐ 中間処理	☐ 最終処分
処分場所	受入先:	
	片道運搬距離 (km)	
種 類	ガラス・陶磁器くず	
処理区分	☒ 中間処理	☐ 最終処分
処分場所	受入先: (株)マテック	
	片道運搬距離 (1.6 km)	
種 類	廃石膏ボード	
処理区分	☐ 中間処理	☐ 最終処分
処分場所	受入先:	
	片道運搬距離 (km)	
種 類		
処理区分	☐ 中間処理	☐ 最終処分
処分場所	受入先:	
	片道運搬距離 (km)	

(7) 建設廃棄物の収集・運搬は、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者とする。

当該運搬車には、次に掲げる表示を行い、環境省令で定める書面を備え付けること。

産業廃棄物収集運搬車						
業 者 名	(	☐	☐	☐	☐	)
許可番号	x	x	x	x	x	

(8)

「建設リサイクル法」対象工事及び「資源有効利用促進法」で定められた次の資材の搬入、副産物の搬出がある工事は、工事着手時に再生資源利用・利用促進計画書を提出し、提出時にその内容を説明するとともに、書面又は映像（デジタルサイネージ）により工事現場の見やすい場所へ掲示し、可能な限りインターネットの利用

▷ 15. 特殊な建築副産物

(1) 施工調査計画

特殊な建設副産物の施工調査は、次による。 (7.1.3)

なお、分析調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督員と協議すること。

7. 使用状況について、設計図書及び目視により製造所名、製造年、型式、種類、数量等を調査する。

1. 分析調査

○ 行う ○ 行わない

▷ 16. 特殊な建設副産物の回収及び処分

特殊な建設副産物の回収及び処分は、次による。

(7.3.1)

(1) フロン

7. 冷媒

関係法令等に従い、登録受けた回収業者。

処理区分	* 回収
場所	業者名等：
	住 所：
	片道運搬距離 (km)

1. 建材用断熱材フロン

処理区分	* 焼却
場所	業者名等：
	住 所：
	片道運搬距離 (km)

(2) ハロン

ハロン消火設備のハロン容器は、ハロン消火設備設置業者等に処理を委託。

処理区分	* 処理
場所	業者名等：

▶ 17. 北海道循環資源利用促進税

▷ 18. 自主施工期間の施工条件

▶ 19. 季節労働者などの雇用

▶ 20. 火災保険等

(6) その他の特殊な建設副産物

種類	○
処理区分	○ 処理 ○ その他の処理方法 ()
場所	業者名等:
	住 所:
	片道運搬距離 (km)
	【 】 (総合) 振興局管内
	住 所:
	片道運搬距離 (km)

本工事で発生する産業廃棄物が、道内の最終処分場に直接搬入される場合、又は中間処理場に搬入される場合でも残さ等が発生し、最終処分場に搬出される場合は、循環税が課税されるので適正に処理すること。

自主施工期間中は、低温時施工により品質管理上支障の起こす恐れのない工種は、これを積極的に活用できる。

ただし、支障の起こす恐れのある次の工種は、工法等を監督員と十分協議の上、施工するものとする。

<工種> コンクリート・屋外防水・屋上防水・タイル・左官・塗装・緑化工事その他これに類する工事

工事施工に際しては、職業安定機関と密接な連携を図り、季節労働者などの雇用の拡大に努める。

工事着手から完成引渡までの間を契約金額に相当する保険等に加するものとし、取扱いは次による。

(1) 付保する保険

工事の内容により、火災保険、建設工事保険、組立保険等の1以上の保険を付保する。

なお、受注者自ら上記の保険に追加して付する特約等については、これを妨げるものではない。

▶ 21. 法定外の労災保険の付保	本工事の受注者は、下記に従い、法定外の労災保険に付さなければならない。 (1) この特記仕様書における「法定外の労災保険」とは、従業員等が業務上の災害によって身体の障害（後遺障害、死亡を含む）を被った場合に、法定労災保険の給付に上乗せして雇用者が従業員等又はその遺族に支払う金額に対し、保険会社が雇用者に保険金を支払うことを定める契約をいう。 (2) 受注者は、本工事の契約工期を包含する保険期間による「法定外の労災保険」（以下「法定外労災保険」という。）を締結しなければならない。本工事に係る契約締結時において「法定外労災保険」の契約を締結していない場合は、工事着工の前に「法定外労災保険」を締結すること。 (3) 受注者は「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を工事着手の前に、監督員へ提出しなければならない。 (4) 契約書第23条に基づき本工事の工期を変更したことにより、工期が「法定外労災保険」の保険適用外に及んだ場合、受注者は速やかに変更後の工期による保険期間の変更又は保険の追加契約を行い、変更又は追加して契約した「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を監督員へ提出しなければならない。 (5) 本工事で求める「法定外労災保険」については、保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを求めるものとする。
▶ 22. 墜落制止用器具（フルハーネス型）の使用	労働安全衛生法令で定める墜落制止用器具（フルハーネス型）の使用が原則とされる作業については、墜落制止用器具（フルハーネス型）を使用すること。
▶ 23. 現場環境改善	魅力ある建設工事を推進するため、工事現場の環境改善に努めること。
▷ 24. 快適トイレの設置	本工事は、「快適トイレ設置工事」の対象工事である。 (1) 受注者が当該工事の現場に仮設トイレを設置する場合は、建設現場を男女ともに働きやすい職場環境へと改善することを目的に、快適トイレの設置を検討すること。 (2) 快適トイレとは、次のア.及びイ.の各項目を全て満たすものとする。ウ.については必須ではないが、装備していればより快適になるとされる項目なので、設置を検討すること。 ア. 快適トイレに求める標準仕様 (ア) 洋式（洋風）便器 (イ) 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付き含む） (ウ) 臭い逆流防止機能（フラッパー機能：必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策をとること） (エ) 容易に開かない施錠機能（二重

	要の場合、地中埋設標は図示する箇所、埋設表示テープは屋外埋設配管部分に適用する		
7) 溶接部の検査	○ 目視検査	○ 非破壊検査 (溶接部の種類 :	)
		(検査の種類 :	)
		(配管種別 :	)
		(使用圧力 :	)
		(抜き取り率 :	)
8) 配管洗浄	詳細は標準仕様書の当該事項による ○ 冷温水管 ○ 給水管 (○ 1次側 ○ 2次側) ○ 冷却水管 ○ 給湯管 ○ 受水タンク ○ 高置タンク ○ 貯湯タンク ○ 給湯用膨張タンク 高周波洗浄もしくは同等以上の方法による 飲料水管の場合は、端末において遊離残留塩素が0.2mg/L以上検出されるまで消毒を行う		
▶ 2. 保温	標準仕様書第2編3. 1. 4及び5のうち保温材及び外装材は次による 断熱材は、特定フロン、代替フロン等、オゾン層を破壊する物質を含有していないこと		
1) 配管	保温材	○ グラスウール (	)
		○ ロックウール (	)
		○ ポリスチレンフォーム (	)
	外装材 1) 屋内露出		
		○ 合成樹脂製カバー (	)
		○ アルミガラスクロス (	)
		○ その他 () (	)
	2) 機械室・書庫・倉庫		
		○ アルミガラスクロス (	)
		○ その他 () (	)
	3) 天井内・パイプシャフト内及び空隙壁中		
		○ アルミガラスクロス (	)
		○ その他 () (	)
	4) 床下・暗渠内		
		○ 着色アルミガラスクロス (	)
		○ アルマット (	)
		○ 保温なし (	)
		○ その他 (	)
	5) その他		

帯広市学校施設空調設備設置工事
(その 1 4)

